

## 第1回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和5年3月24日（金）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

### 出席者

[メンバー] 田中 美乃里、飯野 幸、菊井 健一、來嶋 政史、若菜 克己、  
山口 学、山口 正志、瀬田 敦子、菊池 俊一、横山 奈緒子、  
菊池 千春（勝田 康司同席）、岡田 和夫、岩佐 正朗、  
歌代 光雄（高松 智一代理）、和田 修芳（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 逗子警察署地域課（警務課同席）、鎌倉保健福祉事務所環境衛生課  
横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課

課長 黒羽 秀昌、係長 楠元 仁、主事 宮上 敦久、主事補 井熊 拓海

### 欠席者

[メンバー] 熊岡 寛展、黒田 尚弘、横山 健、徳本 恒徳、

[オブザーバー] 横須賀土木事務所許認可指導課、公益財団法人かながわ海岸美化財団

### 会議公開の可否

可

### 傍聴者

0名

### 会議次第

1. 開会
2. 逗子海水浴場の運営に関する検討会について
3. 議題
  - (1) 令和5年度の逗子海水浴場ルールについて
  - (2) その他
4. その他

## 配布資料

- 資料1. 逗子海水浴場の運営に関する検討会要綱
- 資料2. 逗子海水浴場の運営に関する検討会 メンバー 一覧
- 資料3. 逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール (案)
- 資料4. 逗子海水浴場の運営に関する検討会の活動について
- 資料5. 令和4年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の項目について
- 資料6. 令和5年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール (案)
- 資料7. 令和5年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表 (案)
- 資料8. 令和5年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール (案)
- 資料9. 令和5年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール新旧対照表 (案)

## 参考資料

- 資料1. 安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例・施行規則
- 資料2. 令和4年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書
- 資料3. 海水浴場ルールに関するガイドライン (令和4年度版) (神奈川県)
- 資料4. 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針 (R5. 2. 20 時点)
- 資料5. 新型コロナウイルス感染症に係る逗子市の取組方針 (R5. 3. 8 時点)

## 1 開会

- ・事務局より、メンバーの出欠と検討会は傍聴できることについて説明を行った。
- ・事務局より、配布資料及び参考資料の確認を行った。

## 2 逗子海水浴場の運営に関する検討会について

- ・事務局より、検討会の要綱、メンバー、スケジュール等概要について説明を行った。
- ・メンバー及びオブザーバーの自己紹介を行い、要綱に基づきメンバーの互選により座長・副座長を決定した。
- ・座長については、田中美乃里氏と決定した。
- ・副座長については、飯野幸氏と決定した。
- ・事務局より、本会議の趣旨の説明を行った。
  - 令和5年度「逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）」について、検討・協議していただきたい。なお、4月下旬に開催する第2回検討会において、同ルールの最終案について検討・協議していただく予定としている。

## 3 議題

### (1) 令和5年度逗子海水浴場のルールについて

- ・事務局から安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則、神奈川県海水浴場ルールに関するガイドラインの説明と令和4年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の報告事項に係る対応状況の報告を行った。
- ・事務局から令和5年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）について説明を行った。

#### (Ⅰ 基本事項)

#### (Ⅱ 建築期間及び解体期間)

#### (Ⅲ 海水浴場の開設)

- 意見等なし。

#### (Ⅳ 海の家営業に関するルール)

- 以前から閉店時間21時を主張している。例えば、試験的に期間を区切って運用することはいかがか。皆さんの意見を聞きたい。
- 試験運用とは具体的にはどのようなことを想定しているか。
- 前回の検討会で提案のあった開設期間中の土日限定で21時閉店とする場合、海の家営業側も利用者側も混乱する。組合としては、8月5日（土）から8月13日（日）までのお盆前約1週間を、試験的に閉店時間21時にするのが良いのではないかと考えている。試験運用をするにあたっては、この期間中に組合独自の警備員を2名ほど配置して対応し、その結果を踏まえて来年度以降どうするかを考えていきたい。他市町の海岸での経験もある屈強な警備業者を考えている。試験をするのであれば、混雑が予想される時期にやらなければ意味がないとも考えている。
- 近隣の新宿自治会としてはどうか。
- 今の話を持ち帰っても、新宿自治会で賛同する意見は出ないと思う。

- 新宿自治会の立場としては、未来永劫 20 時までとしてほしいのか。それとも、それはコロナ禍であったからということで、コロナが収まれば将来的な緩和は考えているのか。
- 商店街に飲食店もあるのに、海の家で今以上に営業する必要があるのかという考えがある。あとは近隣住民の不安が現時点でも拭えないということもある。
- 将来的には緩和していいと思うが、今年については緩和はやめておいた方が良く思う。新型コロナウイルス感染症について不透明の中、やっぱり緩和を止めるとなった時の物差しがない。しかし、長期的には何時閉店にしていくのかという議論をする必要がある。今年は閉店時間を延ばすための条件構想を練ってはどうか。
- 20 時と 21 時では市中の店にも影響があり、市中の飲食店にとっては 20 時の方が良いと思うが、海を家の事業者にとっては 21 時が良いというのも分かるので、お互いに良いラインを見つきたい。一方で、閉店時間が遅くなればお酒を飲む量も増えると思うので、昼から夜までずっと飲み続けないように夕方まで一回区切って、客を入れ替える等の策が必要なのではないか。
- 令和 4 年度はコロナもあり、海の家で閉店まで飲んでいてもそこまで治安はひどくなかった。ただ、一部は迷惑をかける人がいるので、その対応を考えていきたい。
- 鎌倉の海の家では 20 時までで入店をストップして、22 時まで営業している。
- 過去の経緯があまり分からないが、歴史的に昔は何時閉店だったのか。
- 2013 年までは営業時間についての縛りは特になかった。音霊のようなクラブハウスができてからは、市との間で 23 時までとなった。海水浴場で不幸な事件が起きた 2014 年以降は閉店時間が 18 時 30 分までとなったが、その 3 年後くらいに一部緩和されて 20 時までとなり、それが現在まで続いている。
- コロナで閉店時間を早めているのではなく、過去の事件が原因で現在は 20 時閉店となっているということである。
- 組合としては、試験運用中の期間しか独自の警備員はつけられないのか。
- 海水浴場開設期間中に良い意味でも悪い意味でも多くの人々が来場して一番荒れる期間がそこでもあるため、その 1 週間で試験を行い、乗り切りたいと考えているが、組合の予算をかけるには組合員にも説明が必要になる。
- 試験運用期間以外も警備がいてくれたら、お酒を飲んで迷惑かける人を海の家から出してくれるため、安心である。
- 店だけでなく浜で飲んで騒ぐ人も抑えてくれると嬉しい。
- 20 時閉店の日には警備をしないという訳ではないが、やはり予算の関係もあるので、出来るとも現時点では言えない。
- 少しでも試験を実施することで、次の段階へ進むためのデータを取りたいと考えている。
- 海の家独自の警備員がいてくれるなら安心できると思う。他にも商店街との連携もできたら良いと思う。
- 警備員がいることで、それがどれくらいの効力があるか確かめられる。それでだめならそれはそれでデータとなる。
- 今日で結論は出せない。試験運用をやるのであれば、組合から意見書を出すなどして改めて議論する必要があると思う。その意見書をもとにメンバーで検討してはどうか。

- 今年の出店者及びその内の飲食店の数も教えていただきたい。できれば、店名と代表者名も検討会の参考資料として提出していただかないと議論できないと考えている。
- 次回、何時閉店で運用したいのかやそれに向けた対策などをまとめたものを提出していただきたい。それをもとに議論したい。出せる情報については、組合の判断にお任せする。
- 店名と代表者が大事。一覧で分かるように出しておいてほしい。
- パトロールする際の資料として海の家の一覧表のようなものがほしい。飲食・更衣・販売と種別毎の数を出してほしい。市内からの出店なのか市外からの出店なのかも含めて知っておきたい。
- 各種データの提示について組合には検討いただきたい。来月引き続き検討していく。

#### (V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務)

- 組合のルールについて、今まで改善努力がされていると思うが、組合内全体での会議などはしているのか。海を家の従業員についての指導も含めてそういった機会はあるのか。従業員のタトゥー露出など無いようにしていただきたい。
  - 5月に事業者説明会の中で全体的な説明を行っている。また、海開き直前に例年、海を家のオーナーを全員集めてルール周知のための会議をしている。従業員のタトゥー露出についてはほぼ100%ない。チェックリストのイエローカードの対象であるが、発行もされていない。そのため、毎年かなり厳しく指導しており、過去には一発で営業停止にしたこともある。
  - 近隣の自治会としては正直、海岸は行かなければ良いので、住んでいる街中のパトロールの方が非常に大事と感じている。組合によるパトロールだけでなく、警備員のパトロールや警察の体制を教えていただきたい。
- ⇒開設者として毎年、マナーアップ警備員の業務委託をしている。砂浜での警備と合わせて、夕方以降は街中パトロールを行っている。令和4年度検討会報告書においてパトロールの強化要望があったこともあり、令和5年度は街中パトロールを強化する。また、組合のパトロールについては、ルールに定めるより前から自主的に取り組みをしていただいている。オーナーだけでなく、従業員もパトロールと街中清掃をしている。警察においても、週末のパトロールに同行していただいております、街中の巡回等の協力もいただいている。
- 街中パトロールのエリアとしては具体的にどのあたりのパトロールをしているのか。
- ⇒シンボルロード周辺等と屋敷通り沿いを中心にパトロール警備をしている。
- ごみ等の問題もあり、もう少し広い範囲でやってもらえると良い。
  - 海の家がルールを守ることによるインセンティブがあると良いのではないかと。例えば、ルールを守る優良店には、営業時間に関するインセンティブがあってはどうか。現状、チェックリストでの減点は実際にどの程度あるものなのか。
- ⇒当ルール上のチェックリストと組合独自の定款によるものがある。当ルール上のチェックリストでの減点はこれまで無い。
- ルール違反については、組合として未然に防止するよう努めている。緊急事態宣言時に、ルールを守ることができなような店舗があったが、厳しく対応し未然に防いだ。
  - インセンティブといった、ポジティブな意見で新たな視点で良いと思った。

- 組合としても前向きなご意見も含めて今後考えていきたい。
- コンテストみたいなものにより優良店を表彰してアピールすることも大事だと思う。また、前からずっと言っているが17時までが海水浴場なのだから、17時以降は海岸のレストランとして、水着ではなくドレスアップして楽しむのが良い。そして、そのあと商店街の店で楽しむという流れがあると良い。

#### (VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール)

- 海の家などは内部での統制が効く一方で、利用者に関しては一番コントロールが難しい。その中で警備を強化する等の対策が必要となる。
- 来場者の部分が一番危険だと考えている。対応だけ変更して、果たして治安は守られるのか。ルールに内容を反映させるなど根拠になるものが必要になるのではないかと。あとは資料内の「任意に」という表現は前提として不要なのでないかと。相手に断られた場合は仕方ないかもしれないが、事前に書いておく必要はない。また、退場勧告した者がまた来場した場合には速やかに退場させるなどもルールで決めた方が良い。
- ⇒来場自体は止められないため、違反行為をした場合に退場勧告までの注意回数を減らして、より厳しく対応することを想定している。
- そうであるならばその具体的内容をルールに明記すべき。前日に退場勧告した違反者が次の日に来てルールを守るわけがない。二度と来ないような内容をルールに記載しないと意味がない。違反者に対応するだけで、警備員や職員の無駄な労力になってしまう。酒の持ち込みについても、ルールで禁止にしていれば良い。海岸近隣のコンビニなどでの周知はどうなっているのか。
- ⇒近隣の酒を販売しているお店でのチラシ等の張り出しによる周知協力をお願いしている。
- そういう良い取り組みは積極的に記載すべき。具体的に何に取り組んでいるのか分からない。
- 米軍の件はどうなっているのか。検討会としてのスタンスを統一したほうが良い。米軍司令官は事件を認めていない。本人が認めていないので、一切謝罪がされていない。許されることではないので、検討会としての意見を持つべき。身柄は拘束されていないから次の海水浴場に来る可能性もある。市議会でも来ないでくれということでの話をしている。対策はしっかりと考えるべき。
- 飲酒禁止などについても各入口での周知をしっかりとすることで、お互いに気持ち良く過ごせるように対策することが必要。近所の人にもルールを周知すべき。酒の持ち込みは禁止にしまった方が良くと思う。
- 期間外は飲んでも良いということとなっているが、海水浴場との整合性はどうか。花火大会や映画祭とのルールの違いを明確にして、決めてほしい。
- 夏以外に楽しむことは構わないが、ゴミが捨てられている。今年の海水浴場開設期間前はすごいことになりそう。この検討会で議論すべきことではないとは思いますが、考えてほしい。
- 前提として海水浴場開設期間以外は、海岸は県の管理となっている。海岸は原則として自由使用であるため、その中で市町村としての対策ができるかが課題である。また、退

- 場勧告に関しては条例6条を根拠として行っている。ルールに明記することは考えていくが、どこまで書くかについては事務局の方にお任せいただきたい。
- 映画祭は毎年自治会に丁寧の説明があり、音量などもしっかりと管理した上で行っており、清掃なども行ってもらっている。
  - なぜ、映画祭は囲って有料で実施できているのか。
  - 海岸全体での有料化は難しいが、一部分を区切って実施することはできるという整理であると思う。
  - ルールに追記すべきことは次回までに事務局で対応をお願いしたい。
  - 現在、街中などで掲示されている禁止事項はどのような感じなのか。
- ⇒周知物等については立看板の更新を考えており、表現を厳しくするなどの工夫したいと考えている。
- 先日の報告書の提出において、市長から座長へどのようなコメントがあったか。
  - 整理して次回の検討会の時に報告したい。

#### 4 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
  - 今回検討・協議した内容を整理した上で、4月下旬頃を目途に第2回の検討会で令和5年度のルールの最終案について改めて検討・協議していただきたい。

以上